

昇降機の定期検査報告書の 電子提出について

昇降機の所有者の皆様へ

昇降機（エレベーターやエスカレーター等）の所有者の皆様におかれましては、建築基準法第12条第3項の規定により、検査会社に委託して毎年1回所有する昇降機の定期検査を実施しその結果に基づき定期検査報告書を作成し所管する行政庁に提出していただいております。

報告書の提出方法についてはこれまで書面（紙）でお願いしてまいりましたが、昇降機の設置台数の増大や審査期間の短縮の要請、行政手続のDX化の流れ等に対応するため、令和7年4月より、皆様が報告書の提出を委託されている各検査会社がインターネットを利用して報告書の提出ができる電子提出の受付を開始することいたしました。

電子提出の導入にあたっては、各検査会社と、システムの操作方法の説明や、これまでの紙での提出からの切り替え等について調整が必要なため、段階的に進めてまいります。

電子提出の場合も、これまで所有者の皆様にお渡ししてきた文書（行政庁の受付印付の「副本」と「検査済証（シール）」）は、様式や記載内容を変えずに交付いたします。

ただ文書の電子化により「行政庁の受付印付の副本」はPDF形式となります。

なお、「検査済証（シール）」については、これまでどおり行政庁の受付印を押印したものを報告書の提出を委託された検査会社を通じてお送りします。

各検査会社に提供する電子提出システムについては、所管する各行政庁が処理過程の安全性の確保と個人情報の保護について責任をもって対応してまいります。

また電子提出に関するご質問等についても、所管する各行政庁ならびに各行政庁が報告書の受付と形式確認を委託している一般社団法人東京都昇降機安全協議会までお問合せください。

所有者の皆様におかれては、定期検査報告書の提出方法については委託されている各検査会社に一任されていると思いますが、電子提出の受付開始にあたっては皆様が委託されている各検査会社と十分な調整を行いながら進めていきたいと考えています。

つきましては、それらの調整作業を含め、昇降機の電子提出についてのご理解とご協力をお願いいたします。

令和7年7月

文京区、墨田区、品川区、大田区、世田谷区、渋谷区、杉並区、北区、荒川区、板橋区、江戸川区、武蔵野市、調布市

お問合せ先		
一般社団法人東京都昇降機安全協議会		03-6304-2225
文京区	都市計画部 建築指導課	03-5803-1265
墨田区	都市計画部 建築指導課	03-5608-1242
品川区	都市環境部 建築課	03-5742-6774
大田区	まちづくり推進部 建築審査課	03-5744-1391
世田谷区	防災街づくり担当部 建築安全課	03-6432-7180
渋谷区	都市整備部 建築課	03-3463-2742
杉並区	都市整備部 建築課	03-3312-2111 内線3352
北 区	まちづくり部 建築課	03-3908-9184
荒川区	防災都市づくり部 建築指導課	03-3802-4385
板橋区	都市整備部 建築指導課	03-3579-2577
江戸川区	都市開発部 建築指導課	03-5662-0749
武蔵野市	都市整備部 建築指導課	0422-60-1877
調布市	都市整備部 建築指導課	042-481-7517

